

令和8年

岡崎のせんきよ



は じ め に

わが国は、住民が選挙によって代表者を選出し、その代表者が政治を行う間接民主制をとっています。

したがって、選挙は民主政治を支える基盤であり、住民一人ひとりが政治に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、選挙の重要性を身につけることが大切になってきます。

そこで、少しでもその手助けになればと本冊子を作成しました。

本冊子では、選挙に関する全般的な基本的事項を説明するとともに、たとえば、岡崎市における期日前投票所、不在者投票指定施設など岡崎市の有権者のための情報も掲載してあります。

どうか折にふれこの冊子を御覧いただき、明るい選挙啓発の資料として御利用ください。

令和8年9月

岡 崎 市 選 挙 管 理 委 員 会

目 次

第1	政治と選挙	1
第2	選挙の種類	2
第3	選挙期日	4
第4	選挙権及び被選挙権	6
1	選挙権	6
2	被選挙権	7
3	選挙権、被選挙権のない人	7
第5	選挙人名簿及び在外選挙人名簿	8
1	選挙人名簿	8
2	在外選挙人名簿	9
第6	投票	10
1	選挙当日の投票所における投票	10
2	選挙期日前の投票	12
第7	開票	19
第8	選挙会	19
第9	候補者	20
第10	当選人	21
第11	選挙運動	22
1	選挙運動の期間	22
2	選挙運動をする人の制限	22
3	文書図画による選挙運動	23
4	言論による選挙運動	23
5	選挙期日後の挨拶行為の制限	24
6	選挙運動費用	24
第12	付録	26
1	事前運動はこうして行われる	26
2	こんな運動も選挙違反	27
3	寄附の禁止	28
4	最近の選挙制度の改正	29
第13	資料	31
1	岡崎市の最近の選挙における投票率	31
2	任期満了による選挙一覧表	32
3	最近の選挙記録	33
4	投票区における選挙人名簿登録者数（令和8年9月1日）	39
5	選挙別主要事項一覧	42

第1 政治と選挙

「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があります。政治は誰のものでもない国民自身のもの、ということです。政治を私たち自身のものとするパイプとして「**選挙**」という方法がとられています。選挙は、私たちが政治に参加する大切な機会です。

政治に国民の意思が正しく反映されるかどうかは、私たち一人ひとりが選挙の役割としくみをよく知り、選挙において正しく行動するかにかかっています。

国や地方の政治の担当者を選出するのが選挙ですから、選挙は、その結果が私たちの生活に反映する極めて重要な意味を持っています。政治と選挙の結びつきをよく考え、選挙を通じて主権者たる私たちの意思を正しく政治に反映させることにより、国政や地方自治の一層の進展を図らなければなりません。

現在の選挙制度は、次の3つの原則から成り立っています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 選挙平等の原則 一定の年齢に達している者に選挙権、被選挙権を認める。2 投票自由の原則 選挙人は自由な判断で投票し、その秘密は守られる。3 選挙公正の原則 選挙の執行は公正平等に行われる。 |
|---|

公職選挙法は、この精神の上に立って定められている選挙の基本法です。

(昭和25年に制定され、その後数々の改正が行われています。)

● 選挙管理委員会

選挙の管理執行に当たる機関として、国の中央選挙管理会のほか、都道府県や市町村に選挙管理委員会が置かれています。

都道府県や市町村の選挙管理委員会は、首長から独立した執行機関で、議会の選挙で選ばれた4人の委員により構成されており、その任期は4年です。

主な仕事は、各種選挙や住民投票の管理執行、選挙人名簿の調製などです。

第2 選挙の種類

「選挙」は、大きく2つの分類に分けられます。ひとつは、どんな公職の人を選ぶかという分類です。国会議員や都道府県知事・都道府県議会議員、市区町村長・市区町村議会議員など、選ぶ対象が定められています。もうひとつは、「選挙」を行うべき理由（選挙事由）での分類です。任期満了、議会の解散、議員の欠員など選挙を行う理由が定められています。

公職の種類による分類

選挙の種類		定 数 等
衆議院議員総選挙	衆議院議員小選挙区選挙	全国を289区に分け、定数は289名 (愛知県は16選挙区、16名) (岡崎市・西尾市が、第12区)
	衆議院議員比例代表選挙	全国を11の選挙区(ブロック)に分け、定数は176名 (東海選挙区(岐阜、静岡、愛知、三重)は21名)
参議院議員通常選挙	参議院議員選挙区選挙	都道府県の区域(例外として島根・鳥取及び徳島・高知は合区)を各選挙区とし、定数148名 (愛知県は8名)
	参議院議員比例代表選挙	全国が1区域で定数100名
都道府県知事選挙		都道府県の区域全体で定数1名
市区町村長選挙		市区町村の区域全体で定数1名
一般選挙	都道府県議会議員選挙	選挙区は原則として郡市(指定都市では区)の区域を基準にして県の条例で定められている。定数も地方自治法の規定により県の条例で定められている。 (愛知県は102名、岡崎市及び額田郡選挙区5名)
	市区町村議会議員選挙	市の区域全体で選挙。定数は地方自治法の規定により市の条例で定められている。 (岡崎市は定数37名)

● 特別な選挙

1 再選挙

選挙が行われても必要な数だけの当選人が得られなかったり、選挙期日後に死亡、当選無効があった場合等に行われます。

2 補欠選挙

既に行われた選挙の当選人が議員の身分を取得した後に死亡、退職等によって欠けた場合に繰上補充をしてもなお一定数の欠員が補充できないときに、その欠員数が一定数に達した場合に行われます。

3 増員選挙

議会の議員の任期中に議員の定数を増員して行う市町村の議員の選挙です。

4 設置選挙

新たに市町村の設置があったときに行われます。



第3 選挙期日

選挙は、それぞれの選挙を行う必要が生じた日から一定の期間内に行うことになっています。任期満了による選挙を普通の選挙とすれば、退職・死亡等による欠員を補充する選挙等は、特別の選挙ということができます。

選挙期日すなわち投票日は、その選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会等があらかじめ定めますが、正式にはその選挙期日の一定期間前に公示（告示）されます。

この公示（告示）があつて、初めて立候補の受付が行われ、選挙運動が始まるわけです。

公示（告示）日と選挙期日との間が長すぎると選挙運動費用がかさむという問題があり、短すぎると選挙運動が不徹底になる心配もあるので、これまでもいく度か改正がありましたが、現行法の公示（告示）の日は選挙の種類ごとに次のように定められています。

- | | |
|--|------------|
| 1 衆議院議員選挙…………… | 少なくとも12 日前 |
| 2 参議院議員選挙…………… | 〃 17 日前 |
| 3 都道府県知事選挙…………… | 〃 17 日前 |
| 4 政令指定都市の長（例：名古屋市長）の選挙…… | 〃 14 日前 |
| 5 都道府県議会議員選挙及び政令指定都市の議会の
議員（例：名古屋市議会議員）の選挙…………… | 〃 9 日前 |
| 6 政令指定都市以外の市長及び市議会議員選挙…… | 〃 7 日前 |
| 7 町村長及び町村議会議員選挙…………… | 〃 5 日前 |

選挙メモ1

衆議院の解散 日本国憲法の下これまで（第24回から第51回まで）に28回総選挙が行われましたが、その内解散による選挙が27回で、任期満了による選挙は昭和51年に行われた第34回総選挙の1回だけです。

選挙メモ 2

公示と告示 公示又は告示とは、ある一定のことを広く住民に知らせることで、衆議院議員の総選挙と参議院議員の通常選挙のときだけ、天皇の詔書によって選挙を行うことが公表されるので、特にこれを公示といっています。

それ以外の選挙については、その選挙を管理する選挙管理委員会が公表し、これを告示といっています。

選挙メモ 3

90 日特例 平成 9 年 6 月に公職選挙法が改正され、同一地方公共団体の長と議会の議員の任期満了日が 90 日以内にある場合においては、当該地方公共団体の選挙管理委員会の定めるところにより、長の選挙と議員の選挙を同時に行うことが可能となりました。

岡崎市も、この 90 日の特例の要件に該当したため、平成 12 年、平成 16 年、平成 20 年、平成 24 年に市長と市議の同時選挙を執行しました。

(※ この 4 回の同時選挙により、市長と市議の任期満了日が近くなったため、平成 28 年の市長・市議会議員選挙からは、90 日特例を採用しない通常の同時選挙として執行されています。)



第4 選挙権及び被選挙権

1 選挙権（選ぶ権利）

衆議院議員	満 18 歳以上の日本国民
参議院議員	〃
愛知県知事 愛知県議会議員	満 18 歳以上の日本国民 引き続き 3 か月以上県内の市町村に住所がある人 ※ 上記により選挙権を有していた人が県内の他の市町村に住所を移した場合も、引き続き選挙権があります。
岡崎市長 岡崎市議会議員	満 18 歳以上の日本国民 引き続き 3 か月以上岡崎市に住所がある人

注：選挙権があっても選挙人名簿又は在外選挙人名簿に名前が載っていない人は、投票をすることができません。また、選挙人名簿に名前が載っている人でも 7 ページ 3 の(1)～(5)に該当する人は、投票をすることができません。

選挙メモ 4

選挙権年齢の 18 歳への引下げ 平成 27 年 6 月に公職選挙法が改正され、選挙権が得られる年齢を引き下げて、これまでの「満 20 歳以上」から「満 18 歳以上」となりました。適用されるのは、衆参の国政選挙のほか、地方公共団体の長と議会の議員選挙、最高裁判所裁判官の国民審査などです。

選挙権年齢が引き下げられるのは昭和 20 年に「満 25 歳以上」から「満 20 歳以上」となって以来 70 年ぶりです。これに伴い、有権者全体の約 2.3%にあたる約 240 万人が新たに有権者に加わることになりました。

2 被選挙権（選ばれる権利）

衆議院議員	満 25 歳以上の日本国民
参議院議員	満 30 歳以上の日本国民
愛知県知事	満 30 歳以上の日本国民
愛知県議会議員	満 25 歳以上の日本国民 愛知県議会議員の選挙権のある人
岡崎市長	満 25 歳以上の日本国民
岡崎市議会議員	満 25 歳以上の日本国民 引き続き 3 か月以上岡崎市に住所のある人

3 選挙権、被選挙権のない人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人
(刑の執行猶予中の人を除く。)
- (3) 公職にある間に犯した収賄罪又はいわゆるあっせん利得罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた人で5年を経過しないか又はその刑の執行猶予中の人（被選挙権については、さらにその後5年間停止される。)
- (4) 法律の定めにより行われる選挙、投票、国民審査に関する犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の人
- (5) 公職選挙法又は政治資金規正法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた人については、それぞれの罪の重さに応じて選挙権、被選挙権を停止された期間

第5 選挙人名簿及び在外選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権のある人をあらかじめ登録しておいて、選挙の際に投票所で照合の上、投票をしていただくものです。

なお、国外に居住する選挙人については、在外選挙人名簿に登録することにより、衆議院議員及び参議院議員の選挙、並びに最高裁判所裁判官国民審査に投票することができます。

1 選挙人名簿

(1) 名簿の登録

この名簿は、市町村の選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて作成します。一度登録されると選挙資格に異動のない限り、永久に登録されています。

住民基本台帳に登録されていない人は、選挙人名簿に登録することができませんので、住所を移転される場合には、必ず住民票の移転手続きを行うことが必要です。

登録は、毎年3月、6月、9月及び12月のそれぞれの月の1日に行う定時登録と、選挙の都度行う選挙時登録とがあります。

(2) 登録の資格

- ・満18歳以上の日本国民
- ・引き続き3か月以上その市町村の住民基本台帳に登録され、居住している
- ・前述の選挙権を有しない人に当たらない人

選挙メモ5

選挙人名簿抄本の閲覧制度 選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確性を期せるようその抄本を閲覧出来るように定められています。具体的には次のような場合に閲覧できます。

- ① 選挙人名簿の登録の有無を確認するために閲覧する場合
 - ② 公職の候補者等、政党その他の政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）を行うために閲覧する場合
 - ③ 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合
- なお、選挙期日の公示又は告示の日から選挙期日5日後までは閲覧できません。

2 在外選挙人名簿

海外在留邦人については、住所が国内にないため選挙人名簿に登録されず、選挙権はあっても投票する機会が与えられていませんでしたが、平成 10 年 5 月に公職選挙法が一部改正され、海外在留邦人にも投票する機会が与えられるようになりました。

(1) 名簿の登録

国内居住者と異なり、海外の居住地の在外公館を通じて日本における最終住所地あるいは本籍地の市町村の選挙管理委員会に申請し、資格があると認められて初めて在外選挙人名簿に登録されます。

また、公職選挙法の一部改正により、平成 30 年 6 月から、最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、出国時に転出届と同時に市町村の窓口で在外選挙人名簿の登録申請ができるようになりました。

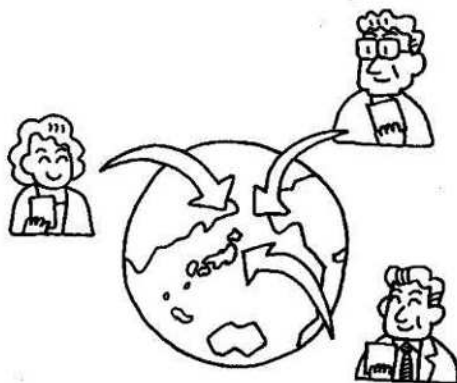
(2) 対象となる選挙

衆議院議員、参議院議員の選挙及び国民審査が対象となります。

在外投票は、平成12年 5 月 1 日以降に実施される国政選挙から対象とされ、平成12年 6 月25日に行われた第42回衆議院議員総選挙において初めて実施されました。

当初、投票できる選挙は比例代表選挙に限られていましたが、平成19年 6 月 1 日に選挙区選挙、令和 5 年 2 月17日に国民審査も対象とされました。

海外に住んでも 国政選挙に参加



第6 投票

「**選挙は、投票により行う**」と公職選挙法第35条に規定されています。私たちが政治に参加できる機会ともいえるべき投票が、いかに重要であるかは多言を要しません。それゆえに、選挙人の自覚ある一票の行使が大切なことはもちろんですが、投票を管理する側も、この投票が自由かつ公平に行われるよう最大の努力を傾けます。

投票は、選挙の当日、自ら所定の投票所に出向いて行うのが原則ですが、選挙人の便宜を考慮して例外の扱いも認められています。



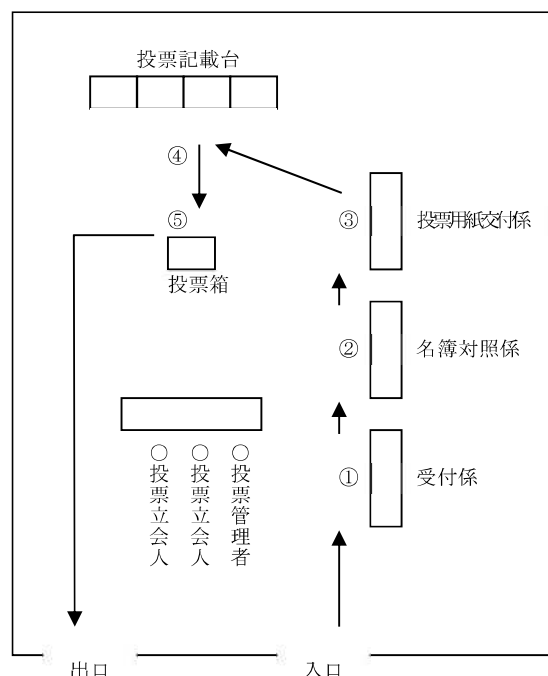
1 投票当日の投票所における投票

投票所は、学校、保育園、市民ホームその他の適当な施設に設けられます。

有権者本人が定められた投票所に行って、投票時間中（午前7時から午後8時まで）に投票することになっています。

＜手 順＞

- ① 受付係に入場整理券を出します。
- ② 名簿対照係で、選挙人名簿と対照します。
- ③ 投票用紙交付係で、投票用紙が交付されます。
- ④ 投票記載台で、投票用紙に候補者の氏名等を記載します。
- ⑤ 投票箱に投函します。
(投票が複数ある場合は、③～⑤を繰り返します。)



※ **入場整理券を紛失したり、当日忘れたりした場合でも投票はできます。**

投票所で係員にお申し出ください。

例外的な投票方法

① 代理投票

身体の不自由な人で、候補者の氏名等を自書できないときは、投票管理者に申請すれば、補助者が本人に代わって投票用紙に本人の指示する候補者氏名等を記載します。

② 点字投票

目の不自由な人は、投票管理者に申請すれば点字投票ができます。

選挙メモ 6

電子投票 投票用紙に候補者氏名を自書するのを自書式投票、候補者の氏名が印刷されている投票用紙に○（マル）をつけるのを記号式投票といいます。

従来はそういった「紙」による投票のみでしたが、新たな法律の制定により、地方自治体の長や議員の選挙に限り「電子投票」が認められることになりました。これは、銀行の現金自動預払機（ATM）のように機械の画面上の候補者名をタッチすることなどにより投票をするものです。

平成 14 年 6 月 23 日に岡山県新見市において、わが国初の電子投票による選挙が行われました。

ところが、システムダウン時への対応等の問題もあり普及が進まず、また、事業者の参入も増えず、平成 30 年、最後のシステム提供事業者が撤退することとなり、一時は電子投票を実施する市町村はなくなりました。

しかし、令和 6 年 12 月 22 日に大阪府四条畷市において、全国で 8 年ぶりに電子投票が実施されたため、今後導入する自治体が増えるきっかけとなるかもしれません。

2 選挙期日前の投票

投票日当日、仕事や用務、旅行などで投票に行くことができない場合は、投票期日前に投票することができます。期間は、**選挙期日の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで**で、それぞれの定められた手続によって投票することが認められています。

＜選挙期日前に投票のできる理由＞

- ① 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ② 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ③ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ④ 交通至難の島等に居住・滞在
- ⑤ 住所移転のため、本市町村以外に居住
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

平成 15 年 12 月の公職選挙法の改正により「^{きじつまえ}**期日前投票制度**」が創設され、従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続が不要となり、投票がしやすくなりました。

従来の不在者投票のうち、選挙人名簿に登録されている市の選挙管理委員会で行う投票は、原則として期日前投票に移行しましたが、旅行地や滞在地の選挙管理委員会で行う不在者投票や病院、老人ホームなどで行う不在者投票の方法は従来どおりです。ただし、投票期間は期日前投票と同じく、公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までとなります。

(1) 名簿登録地の市区町村における投票（期日前投票）

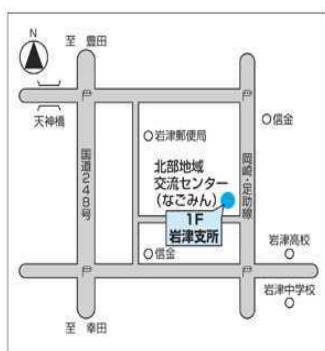
岡崎市の選挙人名簿に登録されている方が、岡崎市において、選挙期日の前に投票する方法です。

ア 場所

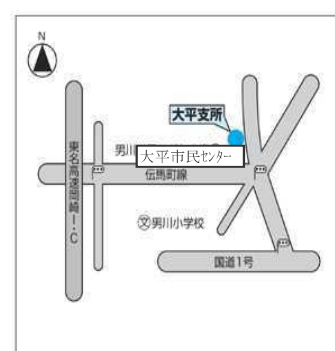
市役所東庁舎ロビー、市内7か所の支所又は市民センター、イオンモール岡崎



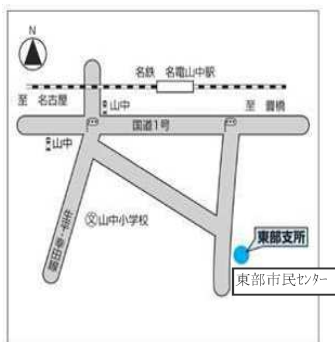
岡崎支所



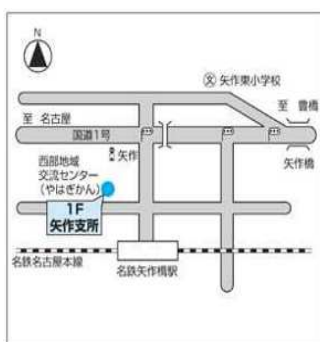
岩津支所



大平市民センター



東部市民センター



矢作支所



六ツ美市民センター



額田支所



イオンモール岡崎

イ 期間

公示（告示）日の翌日から投票日前日まで（土日・祝日を含む。）

※ 参議院議員選挙及び愛知県知事選挙では、市役所東庁舎ロビー以外の場所での投票期間を公示（告示）日の9日後から投票日前日までに短縮しています。

ウ 時間

午前8時30分から午後8時まで

エ 手順

- ① 宣誓書に必要事項を記入する。
- ② 投票所の受付で宣誓書を提出し、選挙人名簿に登録されていることの確認を受ける。
- ③ 投票用紙の交付を受ける。
- ④ 投票記載台で投票用紙に候補者の氏名等を記載し、投票する。

※ イオンモール岡崎の開設期間は、投票日の前3日間で、午前10時から午後8時までです。

※ 場所、期間及び時間については、変更される場合があります。

※ 令和2年10月18日執行の岡崎市長選挙及び岡崎市議会議員一般選挙、令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、利用者の多い岩津支所の混雑緩和のため、近隣の岩津市民センターで期日前投票最終日のみ期日前投票所を臨時開設しました。

(2) 名簿登録地以外の市区町村における投票（不在者投票）

長期出張、出産による里帰り、学業等のため、選挙期間中に投票のために名簿登録地である岡崎市へ帰ってくるできない人のための方法です。

事前に岡崎市の選挙管理委員会と郵送による手続をしていただければ、滞在先の選挙管理委員会で投票ができます。

この方法は、何回もの郵送を要しますので早めの手続が必要です。

<手順>

- ① 宣誓書・請求書を作成し、岡崎市選挙管理委員会へ郵送する。
- ② 投票用紙等必要書類が岡崎市選挙管理委員会から滞在先に送付される。
- ③ 全ての書類をもって、滞在先の選挙管理委員会に出向いて投票する。

※ 開封してはいけない封筒がありますので、そのままお持ちください。

- ④ 滞在先の選挙管理委員会で投票用紙に記入し、内封筒、外封筒に入れて、滞在先の選挙管理委員会に提出する。
- ⑤ 滞在先の選挙管理委員会が岡崎市選挙管理委員会へ送付する。

(3) 指定病院等における不在者投票

県の選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等の不在者投票施設に入
院又は入所中の人は、その施設において不在者投票を行うことができます。

岡崎市内の不在者投票指定施設一覧（令和８年９月１日現在）

種 別	施 設 名	所 在 地
病 院	羽栗病院	岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
	岡崎共立病院	岡崎市羽根町字中田 64-1
	岡崎南病院	岡崎市羽根東町 1 丁目 1-3
	三河病院	岡崎市戸崎町字牛転 2
	岡崎市民病院	岡崎市高隆寺町字五所合 3-1
	宇野病院	岡崎市中岡崎町 1-10
	岡崎東病院	岡崎市洞町字向山 16-2
	三嶋内科病院	岡崎市六供町字 3 丁目 8-2
	愛知医科大学メディカルセンター	岡崎市仁木町字川越 17-33
	富田病院	岡崎市本宿町字南中町 32
	藤田医科大学岡崎医療センター	岡崎市針崎町字五反田 1
老人保健施設	老人保健施設羽栗の里	岡崎市羽栗町字田中 26・27・30 番合併地
	岡崎老人保健施設スクエアガーデン	岡崎市羽根町字中田 34
	三田介護老人保健施設	岡崎市欠町字三田田北通 13-1
	老人保健施設さくらの里	岡崎市中岡崎町 2-25
	介護老人保健施設さくら大樹	岡崎市大樹寺 3 丁目 9-1
	滝町介護老人保健施設	岡崎市滝町字十楽 72
	介護老人保健施設ヴィラ葵	岡崎市竜泉寺町字黒土 55
老 人 ホ ー ム	特別養護老人ホームやはぎ苑	岡崎市上佐々木町字大官 49
	ケアハウスやはぎ苑	岡崎市上佐々木町字大官 49
	特別養護老人ホームかわいの里	岡崎市秦梨町字平畑 16-1
	ケアハウスかわいの里	岡崎市秦梨町字平畑 16-1
	岡崎市総合老人福祉センター	岡崎市美合町字下長根 2-1
	特別養護老人ホームなのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26
	ケアハウスなのはな苑ふくおか	岡崎市福岡町字四反田 26
	ケアハウスおとがわ	岡崎市明大寺町字中道 28-2
	愛厚ホーム岡崎苑（多床室型施設）	岡崎市竜泉寺町字松本 34-6
	愛厚ホーム岡崎苑（ユニット型施設）	岡崎市竜泉寺町字松本 34-6
	特別養護老人ホーム額田の里	岡崎市夏山町字シモツキテン 1-1
	軽費老人ホームケアハウスヴィラ額田	岡崎市夏山町字シモツキテン 1-1
	有料老人ホーム喜楽の里	岡崎市才栗町字田面 117
	特別養護老人ホームくわがい	岡崎市桑谷町字西平地 45
	特別養護老人ホーム真福の郷	岡崎市真福寺町字神田 100-1
	特別養護老人ホームアルクオーレ岡崎大平	岡崎市大平町字古淵 25

	地域密着型特別養護老人ホームなのはな苑う えじ	岡崎市上地町字新佐原 85
刑 務 所	岡崎医療刑務所	岡崎市上地 4 丁目 24-16
拘 置 所	岡崎拘置支所	岡崎市明大寺町字道城ヶ入 34-1
留 置 場	岡崎警察署	岡崎市若松西 1 丁目 1-1

(4) 郵便等による不在者投票

郵便等による不在者投票の対象者に該当する人は、必要な手続を済ませることにより、自宅などにおいて郵便等による不在者投票を行うことができる制度です。

平成 16 年 3 月の公職選挙法の改正により、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。

ア 対象者

- ① 身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳を有する人で、手帳に次のような障がいがあると記載されている人

区分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹	1 級又は 2 級	特別項症～第 2 項症
移動機能		
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
肝臓	1 級～ 3 級	
免疫	1 級～ 3 級	

※これらの等級に該当しなくても、複数の区分に該当することにより対象となる場合があります。

- ② 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」と記載されている人

イ 手順

- ① 郵便等投票証明書交付申請書に必要事項を記入し(氏名は本人が自署)、障がい者手帳等の写し(氏名・障がい名、等級の頁)又は介護保険被保

険者証の写しを添えて、選挙管理委員会に提出します。

- ② 郵便等投票証明書が郵送されてきます。
- ③ 選挙の都度、投票用紙の請求書等が送付されてきます。
- ④ 請求書に必要事項を記入し（氏名は本人が自署）、郵便等投票証明書を添え投票日4日前までに、選挙管理委員会へ提出してください。
- ⑤ 投票用紙・内封筒・外封筒等が返信用封筒とともに郵送されてきますので、指示に従い投票を行います。また、郵便等投票証明書もお返ししますので、大切に保管しておいてください。
- ⑥ 投票用紙を内封筒に入れて封をし、次に外封筒に入れ封をし投票者氏名を記入します。投票用紙を入れた封筒を返信用封筒に入れて、選挙管理委員会へ郵送します。

(5) 郵便等による不在者投票（代理記載制度）

郵便等による不在者投票の対象者で、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳に次のような障がいがあると記載されている人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有するものに限る。）に投票の記載をさせることができます。

ア 対象者

区分	身体障がい者手帳	戦傷病者手帳
上肢 又は 視覚	1 級	特別項症～第2項症

※ 代理記載の方法による投票を行うためにはあらかじめ手続が必要です。

イ 手順

- ① 次の書類を選挙管理委員会に提出します。

（〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地）

- a 郵便等投票証明書交付申請書〔代理記載用〕（本人の自署不要）
- b 代理記載人となるべき者の届出書（本人の自署不要）
- c 代理記載人となるべき者による同意書及び宣誓書（代理記載人の自署）

d 障がい者手帳等の写し（氏名・障がい名、等級の頁）

- ② 郵便等投票証明書（代理記載人となるべき者の氏名が記載）が郵送されてきます。
- ③ 選挙の都度、投票用紙の請求書等が送付されてきます。
- ④ 請求書に必要事項を記入し（代理記載人が自署）、郵便等投票証明書を添え投票日4日前までに、選挙管理委員会へ提出してください。
- ⑤ 投票用紙等が返信用封筒とともに郵送されてきますので、指示に従い投票を行います。（代理記載人は、投票用紙に選挙人が指示する候補者を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名します。）また、郵便等投票証明書もお返ししますので、大切に保管しておいてください。
- ⑥ 投票用紙を内封筒に入れて封をし、次に外封筒に入れ封をし投票者氏名を記入します。投票用紙を入れた封筒を返信用封筒に入れて、選挙管理委員会へ郵送します。

第7 開票

投票が終わった投票箱が開票所にそろい、指定の時刻になると、開票管理者は開票立会人の立会いのもとに開票を始めます。

開票は、投票の当日か翌日に行うことになっており、選挙管理委員会はその結果を速やかに選挙人に知らせることとなっています。

開票は、選挙人の参観が認められています。

第8 選挙会

開票が終わり、開票管理者からその結果を受けると、あらかじめ告示された日時、場所で選挙会が開かれ、選挙長は選挙立会人の立会いのもとに当選人を決定します。ここで正式に当選人が決まります。

第9 候補者

候補者になろうとする人は、選挙の期日の公示（告示）のあった日に、郵便でなく、直接所定の様式の文書で届け出ます。

この届出書に記載する候補者の氏名は、戸籍簿に記載された氏名によらなければなりません。ただし、戸籍名によらない通称によって一定の公営選挙運動を行う場合は、この届出の際に認定を受ける必要があります。

立候補の際には選挙の種類によって定められた金額を供託しなければなりません。この供託金は、一定の得票を獲得すれば、当選、落選に関わらず返されますが、一定の得票数に達しなかった場合は没収されます。これは、当選の可能性がない、売名などを目的にした無責任な出馬を防ぐための制度です。

○ 供託金の額は以下のとおりです。

衆議院比例代表選出議員選挙	6 0 0 万円
衆議院小選挙区選出議員選挙	3 0 0 万円
参議院比例代表選出議員選挙	6 0 0 万円
参議院選挙区選出議員選挙	3 0 0 万円
愛知県知事選挙	3 0 0 万円
愛知県議会議員選挙	6 0 万円
岡崎市長選挙	1 0 0 万円
岡崎市議会議員選挙	3 0 万円

<参考>

名古屋市長選挙	2 4 0 万円
名古屋市議会議員選挙	5 0 万円
町村長選挙	5 0 万円
町村議会議員選挙	1 5 万円

第 10 当選人

当選人は選挙会において決定されますが、当選人となるためには一定数以上の得票（法定得票数）があることが必要です。

得票が同数であるときは、選挙会において選挙長がくじで決定します。

法定得票数

選挙の種類	法定得票数
衆議院小選挙区選出議員	有効投票の総数の 6 分の 1 以上
参議院選挙区選出議員	通常選挙における当該選挙区内の議員の定数で有効投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上
地方公共団体の長	有効投票の総数の 4 分の 1 以上
地方公共団体の議会の議員	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）で有効投票の総数を除して得た数の 4 分の 1 以上

第 11 選挙運動

選挙運動は自由であるべきですが、これを無制限に放置しておくと選挙の公正を害するような弊害を生ずるため、公職選挙法では、選挙の種類ごとに選挙運動のあり方を細かく規定しています。時代の移り変わりにしたがって、選挙運動の規制の仕方も順次改められてきておりますが、近年では特に公営による選挙運動の方法が拡大強化されてきました。

選挙運動の定義にはいろいろあるようですが、ふつう「**特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に選挙人に働きかける行為**」と言われてしています。

1 選挙運動の期間

選挙運動ができるのは、立候補の届出をしてから投票日の前日までです。これ以前に選挙運動にわたる行為をすることは、いわゆる**事前運動**となり、罰則をもって禁止されています。

2 選挙運動をする人の制限

選挙運動は、本来、だれでも自由に行うことができるものですが、選挙の公正な執行を確保するため、次の表に掲げる人は選挙運動を行うことが禁止されています。

区 分	職 名 等
選挙事務関係者	投票管理者、開票管理者、選挙長
特定の公務員	選挙管理委員会の委員・職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員、警察官、収税官、徴税吏員
選挙権を有する年齢に達していない人	満 18 歳未満の人
公民権停止中の人	選挙犯罪等を犯したため、選挙権及び被選挙権を有しない人

国家公務員は国家公務員法により国内全域、地方公務員は地方公務員法により、その勤務する公署の管轄区域内で特定の政治活動（選挙運動など）が制限されています。公立学校の教員も、国家公務員の例により制限を受けます。

<地位利用の禁止>

次の人は、その地位を利用して選挙運動を行うことはできません。「地位を利用する」とは、その職務の影響力つまり人事権、予算権、許認可権等の職務上の権限を利用して選挙運動をすることです。

- ◎ 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- ◎ 学校教育法に規定する学校の長及び教員
- ◎ 不在者投票のできる施設に指定された病院、老人ホーム等の施設の長等

3 文書図画による選挙運動

ポスター、立札、看板、ビラ、葉書等がありますが、それぞれ使用枚数や大きさに制限があります。

また、文書図画の種類によっては当該選挙管理委員会による検印又は証紙の交付などを受け、使用を認められた旨の表示をする必要があります。

4 言論による選挙運動

(1) 個人演説会等

候補者が政見の発表や投票の依頼などのために自ら開催する演説会です。学校、公民館、公会堂等公共の施設のほか、市町村の選挙管理委員会が指定した施設もこの演説会に使用できます。

(2) 街頭演説

街頭又は広場等で、多くの人に向かってする演説で、午前8時から午後8時まで行うことができます。また、学校・病院などの周辺では静穏保持に努めなければならないこととされています。

(3) 連呼行為

連呼行為とは、短時間に同一内容の短い文言を繰り返すことをいいます。連呼行為は原則として禁止されていますが、演説会場である場合、又は午前8時から午後8時までの間に街頭演説の場所及び選挙運動用自動車の上である場合は許されています。

(4) 政見放送及び経歴放送

テレビ・ラジオによる政見放送は、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、NHK 及び民放を使用してすることができます。また、経歴放送も、テレビ・ラジオによって放送されます。

5 選挙期日後の挨拶行為の制限

何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶するために次の行為をすることはできません。

- ・選挙人に対する戸別訪問
- ・自筆の手紙又は祝辞、見舞いなどに対する答礼の手紙を除く文書図画の頒布又は掲示
- ・当選祝賀会等の集会の開催

6 選挙運動費用

選挙運動の費用は、通常選挙のやり方の場合を目安にして、選挙の種類（衆議院比例代表選出議員選挙を除く。）、選挙すべき議員等の定数、有権者の数などによって計算した額以内に制限されています。したがって、候補者が乗用する自動車等に要した支出など法律でこの枠から外されている経費を除いては、この限度額を超えて支出することができません。

○ 令和6年10月6日執行岡崎市長選挙・岡崎市議会議員一般選挙の
選挙運動費用支出限度額

岡崎市長	18,600,000 円
岡崎市議会議員一般選挙	6,399,400 円

選挙メモ 7

地方議員選挙のビラの頒布 地方公共団体の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡大するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができる内容を盛り込んだ公職選挙法の一部改正が平成 31 年 3 月 1 日に施行されました。これにより、地方公共団体の長の選挙に加え、県議会議員や市議会議員の選挙についてもそれぞれ条例で定めるところにより、公費負担をすることができることとなりました。愛知県及び岡崎市においても条例を改正し、平成 31 年 4 月の愛知県議会議員一般選挙及び令和 2 年の岡崎市議会議員一般選挙から適用しています。

このほか市長及び市議会議員選挙における公費負担となる選挙運動として、自動車の使用、ポスターの作成、通常葉書の交付があります。

選挙メモ 8

ポスター掲示場 文書図画による選挙運動の一つに、選挙運動用ポスターによるものがあり、候補者個人のポスターは、公営ポスター掲示場 1 か所につき 1 枚掲示することができます。

岡崎市のポスター掲示場の数は市長及び市議会議員選挙では 361 か所、それ以外の選挙では 657 か所あります。

※ 数は選挙人名簿登録者数により変更される場合があります。

選挙メモ 9

インターネットによる選挙運動 公職選挙法の改正（29 ページ参照）により、平成 25 年 7 月の参議院議員通常選挙から、候補者・政党等はホームページ、ブログ、SNS などのウェブサイト等や電子メールを利用して、投票を呼び掛けるなど、インターネットを利用した選挙運動ができるようになりました。また、有権者もウェブサイト等を利用した選挙運動ができるようになりました。

ただし、ウェブサイト等や電子メールには電子メールアドレス等を表示しなければならないなど一定の条件もあります。

なお、選挙運動期間外の選挙運動、未成年者の選挙運動、有権者の電子メールを利用した選挙運動等は、引き続き禁止されています。

ルール厳守で明るい選挙



第12 付録

1 事前運動はこうして行われる。

選挙運動は、立候補の届出をしてからでなければできません。

事前運動は、届出の前に行われるものですから、いわば運動会で出発合図のピストルが鳴らないうちに走っているようなものです。事前運動といっても、何も遠い所の話ではありません。例えば、近所付き合いというような、私たちの身近なところで実際に行われることなのです。「こんなことは大したことではない」「こんなことぐらい」などと軽く考えがちですが、事前運動こそ明るく正しい選挙のガンといわれるもので、公職選挙法で固く禁止されています。

また、政治家などは、通常社交程度の付き合いも金のかからない選挙を実現するため、選挙区内の者に対して一切寄附をしてはならないこととされています。この寄附には、歳暮、入学祝、花輪、供花など全て含まれることとなっていますので、事前運動とならなくても禁止されています。事前運動をした者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。また、事前運動の時効は3年ですから、その間はいつでも罪に問われることになります。

特に、事前運動で酒食のもてなしを受けたりタオルや石けんなどをもらったりすると、それがたとえお酒1本、タオル1本、石けん1個というようなわずかなものであっても、買収供応等の罪となり、最高3年もの拘禁刑又は50万円の罰金となります。

次のような事例でも、事前運動・買収・供応とされる場合があります。

- ◎ 後援会結成趣意書を新聞に折り込んで配ったもの
- ◎ 時候見舞状や年賀状などを口実に、面識もない有権者に、多数のあいさつ状を配ったもの
- ◎ 著書や演説会のビラ、広告に大きく名前や写真を掲げたもの
- ◎ 名前や写真を大きく入れた時候見舞いや交通安全のポスターを多数、

選挙区内に掲示したもの

- ◎ 町内会等を通じて、会員募集に名を借りて、後援会の結成趣意書を多数配ったもの

2 こんな運動も選挙違反

選挙が始まり、選挙運動ができるようになって、次のような運動をしないと選挙違反になります。

(1) 買収・供応

- ◎ 有力者多数を料亭に招いて、投票を依頼し、酒食をふるまったもの
- ◎ 運動員が、後援会結成の名目で有権者を自宅に招き、酒食をふるまい、席上で候補者が挨拶したもの
- ◎ 基会の参加賞を、候補者の名前入りで配ったもの

(2) 戸別訪問

- ◎ 候補者の知人が各戸を回って投票を依頼して歩いたもの
- ◎ 選挙のポスターを貼る承諾を求めることを口実に、候補者の運動員が各戸を回ったもの
- ◎ 何人かで手分けして、1人1戸だけを訪問することにし、これを毎日続けたもの
- ◎ 訪問先の家の中に入らず、わざと庭先や軒先に呼び出して投票を依頼して歩いたもの

(3) 飲食物の提供

- ◎ 通行人を選挙事務所に呼び入れ、酒や食事をふるまったもの
- ◎ 陣中見舞いとして酒やビールを選挙事務所へ贈ったもの

(4) 文書の配布

- ◎ 選挙用の表示のないはがきで投票を依頼したもの
- ◎ 候補者の知人等が、自分の知人多数に手紙で投票を依頼したもの
- ◎ 選挙事務所の移転を口実に、案内状を多数郵送したもの
- ◎ 候補者の氏名や経歴などを書いたビラを新聞に折り込んだもの

◎ 選挙運動のビラやチラシ多数を街頭で手渡したり、各戸の郵便受けに入れたりしたもの

◎ 候補者を支持する組合の機関紙の号外という名目で、選挙運動の文書を多く配ったもの

(5) 文書の掲示・回覧

◎ 室内用と称して、候補者のポスターを人のよく集まる会場などに貼ったもの

◎ 候補者の名前や政権を大書した看板を街頭に立てたもの

◎ 選挙用のはがき、文書、ポスターなどを回覧板にして回覧したもの

3 寄附の禁止

選挙が行われている時はもちろん、選挙が行われていない時でも政治家や候補者は、選挙区内にある者に対して次のような寄附をすることが全面的に禁止されています。

また、有権者もこのような寄附を求めることは禁止されています。

なお、政治家や候補者がこのような寄附をした場合、政治家本人が自ら出席する結婚披露宴など一部の例外を除いて罰則をもって処罰されます。

◎ お中元やお歳暮を贈ること。

◎ お祭りのときにお金を寄附したり、お酒などを届けること。

◎ 開店祝いや落成式、起工式などの時に花輪を贈ること。

◎ 出産、入学、卒業、就職などのお祝いにお金や品物を送ること。

◎ 結婚式のときにお祝いのお金や品物を贈ること。

◎ お葬式の際、香典や花輪、供物などを贈ること。

◎ 町内会や老人会又は後援会員などの集まりに、お金を寄附したり、食事やお酒などを届けること。

◎ 町内会などの団体旅行の際、弁当や飲み物を差し入れたり、バス代などの費用を負担すること。

◎ 選挙区からの陳情者などに食事や飲み物を出したり、おみやげなどを渡

すこと。

4 最近の選挙制度の改正

(1) 平成 15 年 12 月 1 日 期日前投票制度の創設について

従来の不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化等、選挙人が投票しやすい環境が整えられました。

(2) 平成 16 年 3 月 1 日 郵便等による不在者投票制度について

郵便等による不在者投票の対象者が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設されました。

(3) 平成 19 年 在外選挙制度について

平成 19 年 6 月 1 日以降に実施される衆議院議員選挙及び参議院議員選挙から、比例代表選挙だけでなく選挙区選挙でも投票ができるようになりました。また、1 月 1 日以降は、在外選挙人名簿の登録に関して 3 か月の住所要件を満たしていない時点においても、登録申請ができるようになりました。

(4) 平成 25 年 5 月 26 日 インターネット選挙運動の解禁について

インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁されました。

(5) 平成 25 年 6 月 30 日 成年被後見人の方の選挙権の回復について

平成 25 年 7 月 1 日以降に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は選挙権・被選挙権を有することとなりました。

(6) 平成 27 年 6 月 19 日 選挙権年齢の引下げについて

選挙権を有する者の年齢が、「満 20 歳以上」から「満 18 歳以上」に引き下げられました。平成 28 年 6 月 19 日の施行日以降に公示される国政選挙から、また、地方選挙ではその国政選挙の公示日以降に告示される選挙から適用されました。

- (7) 令和3年6月23日 特例郵便等投票について（新型コロナウイルス感染症流行に伴う特例措置）

新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日の施行日以降に告示される選挙から、宿泊先や自宅で郵便等により投票ができるようになりました（特例郵便等投票）。

- (8) 令和5年2月17日 国民審査制度について

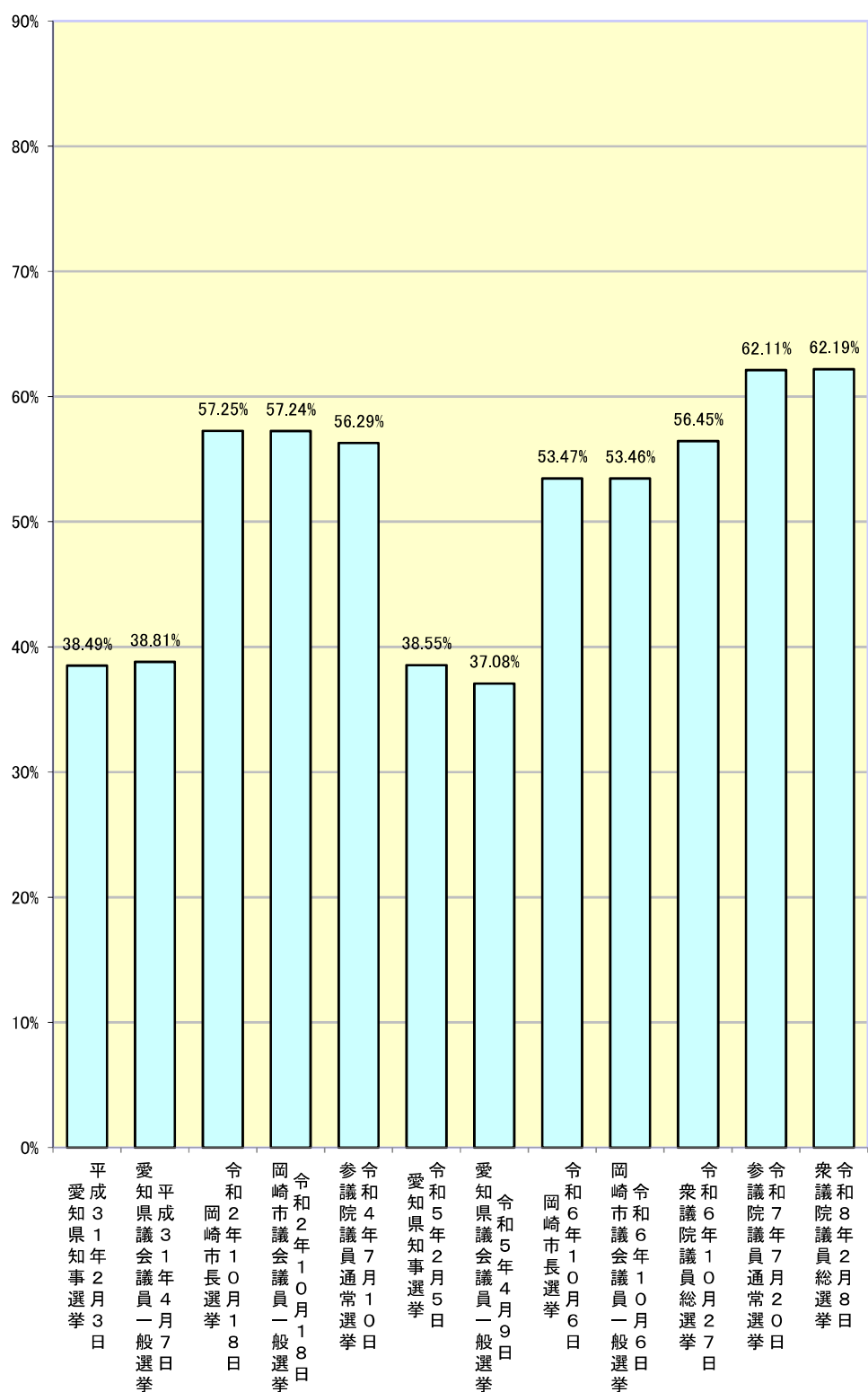
最高裁判所裁判官国民審査における対象者が拡大され、在外投票と洋上投票においても投票が可能になりました。

- (9) 令和5年5月8日 特例郵便等投票について（新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の措置）

新型コロナウイルス感染症について、法律上の位置付けが新型インフルエンザ感染症から5類感染症に変更されたことにより、外出自粛要請等又は隔離・停留の措置の対象ではなくなることから、令和5年5月8日以降に公示又は告示される選挙については、特例郵便等投票は利用できなくなりました。

第13 資料

1 岡崎市の最近の選挙における投票率



2 任期満了による選挙一覧表

選 挙 名	前回選挙期日	次回選挙（予定）	任期満了年月日
衆 議 院 議 員	令和 8. 2. 8	令和12. 2.	令和12. 2. 7
参 議 院 議 員 1	令和 4. 7. 10	令和10. 7.	令和10. 7. 25
参 議 院 議 員 2	令和 7. 7. 20	令和13. 7.	令和13. 7. 28
県 知 事	令和 5. 2. 5	令和 9. 2.	令和 9. 2. 14
県 議 会 議 員	令和 5. 4. 9	令和 9. 4.	令和 9. 4. 29
市 長	令和 6. 10. 6	令和10. 10.	令和10. 10. 20
市 議 会 議 員			令和10. 10. 25

※ 上記選挙については、任期満了日前30日以内、解散の場合は40日以内に選挙が行われます。（例外あり 5 ページ「選挙メモ3」参照）

3 最近の選挙記録

衆議院議員総選挙

(第51回)

(小選挙区)

令和8年1月23日解散

- 1 公 示 令和8年1月27日
- 2 執 行 令和8年2月8日
- 3 投票結果

区 分		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
岡 崎 市	男	1 5 6, 0 9 5 (8 9)	9 9, 4 0 9 (2 9)	5 6, 6 8 6 (6 0)	6 3. 6 8 (3 2. 5 8)
	女	1 5 2, 4 8 4 (1 0 7)	9 2, 4 8 1 (3 4)	6 0, 0 0 3 (7 3)	6 0. 6 5 (3 1. 7 8)
	計	3 0 8, 5 7 9 (1 9 6)	1 9 1, 8 9 0 (6 3)	1 1 6, 6 8 9 (1 3 3)	6 2. 1 9 (3 2. 1 4)
愛知県第12区	男	2 2 2, 1 5 1 (1 1 8)	1 4 3, 7 1 7 (3 6)	7 8, 4 3 4 (8 2)	6 4. 6 9 (3 0. 5 1)
	女	2 1 8, 0 3 7 (1 5 7)	1 3 4, 3 6 8 (4 6)	8 3, 6 6 9 (1 1 1)	6 1. 6 3 (2 9. 3 0)
	計	4 4 0, 1 8 8 (2 7 5)	2 7 8, 0 8 5 (8 2)	1 6 2, 1 0 3 (1 9 3)	6 3. 1 7 (2 9. 8 2)

()は在外投票分

4 開票結果

区 分	投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
岡 崎 市	1 9 1, 8 8 4	1 8 8, 5 4 5	3, 3 3 9	6	1. 7 4
愛知県第12区	2 7 8, 0 7 9	2 7 3, 2 6 7	4, 8 1 2	6	1. 7 3

5 候補者得票数及び当落

当落	重複	候 補 者 氏 名	所 属 党 派	得 票 数	
				岡 崎 市	愛知県第12区
当	○	あおやま 周平	自 由 民 主 党	8 8, 3 0 1	1 2 8, 4 5 3
比	○	しげとく 和彦	中道改革連合	7 4, 0 9 5	1 0 7, 1 3 0
落	○	中川 ひろと	参 政 党	2 6, 1 4 9	3 7, 6 8 4

参 議 院 議 員 通 常 選 挙 (第 2 7 回) (選 挙 区)

- 1 公 示 令和 7 年 7 月 3 日
- 2 執 行 令和 7 年 7 月 2 0 日
- 3 投 票 結 果

区 分		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
岡 崎 市	男	1 5 6, 6 4 8 (8 4)	9 9, 7 3 0 (2 3)	5 6, 9 1 8 (6 1)	6 3. 6 7 (2 7. 3 8)
	女	1 5 3, 0 1 9 (1 0 3)	9 2, 6 0 9 (3 1)	6 0, 4 1 0 (7 2)	6 0. 5 2 (3 0. 1 0)
	計	3 0 9, 6 6 7 (1 8 7)	1 9 2, 3 3 9 (5 4)	1 1 7, 3 2 8 (1 3 3)	6 2. 1 1 (2 8. 8 8)
愛 知 県	男	3, 0 2 3, 8 9 5 (1, 9 4 2)	1, 8 4 7, 6 2 7 (5 9 4)	1, 1 7 6, 2 6 8 (1, 3 4 8)	6 1. 1 0 (3 0. 5 9)
	女	3, 0 5 4, 8 1 9 (2, 5 5 2)	1, 8 0 8, 9 5 5 (7 3 6)	1, 2 4 5, 8 6 4 (1, 8 1 6)	5 9. 2 2 (2 8. 8 4)
	計	6, 0 7 8, 7 1 4 (4, 4 9 4)	3, 6 5 6, 5 8 2 (1, 3 3 0)	2, 4 2 2, 1 3 2 (3, 1 6 4)	6 0. 1 5 (2 9. 6 0)

()は在外投票分

- 4 開 票 結 果

区 分	投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
岡 崎 市	1 9 2, 3 3 7	1 8 7, 9 5 9	4, 3 7 8	2	2. 2 8
愛 知 県	3, 6 5 6, 5 2 0	3, 5 7 3, 6 2 9	8 2, 8 9 1	6 2	2. 2 7

- 5 候 補 者 得 票 数 及 び 当 落

当落	候 補 者 氏 名	所 属 党 派	得 票 数	
			岡 崎 市	愛 知 県
当	水 野 こ う い ち	国 民 民 主 党	3 3, 8 5 3	5 9 6, 1 8 0
〃	田 島 ま い こ	立 憲 民 主 党	3 0, 9 6 9	5 3 6, 2 6 0
〃	杉 本 じ ゅ ん こ	参 政 党	2 9, 3 1 5	5 3 1, 3 8 7
〃	酒 井 や す ゆ き	自 由 民 主 党	2 8, 5 9 7	5 2 1, 2 2 3
落	安 江 の ぶ お	公 明 党	1 7, 3 6 8	3 9 1, 8 2 4
〃	田 中 か つ よ し	減 税 日 本	8, 1 3 0	2 5 4, 9 3 8
〃	つ じ 恵	れ い わ 新 選 組	1 2, 1 9 0	2 2 0, 6 4 2
〃	広 田 さ く ら	日 本 維 新 の 会	1 0, 2 2 1	1 7 7, 8 7 0
〃	す や ま 初 美	日 本 共 産 党	5, 8 9 2	1 4 5, 3 1 8
〃	山 根 ゆ き や	チ ー ム み ら い	4, 5 7 9	8 3, 4 0 2
〃	大 西 雅 人	社 会 民 主 党	2, 3 1 9	4 5, 2 7 8
〃	そのはらたけし	日 本 誠 真 会	1, 7 7 7	2 9, 2 5 6
〃	横 山 緑	N H K 党	1, 3 8 9	2 5, 0 1 7
〃	石 原 悟	日 本 の 家 庭 を 守 る 会	1, 3 6 0	1 5, 0 3 4

愛知県知事選挙 (第20回)

1 告 示 令和5年1月19日

2 執 行 令和5年2月 5日

3 投票結果

区 分		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
岡崎市	男	155,468	60,535	94,933	38.94
	女	152,076	58,032	94,044	38.16
	計	307,544	118,567	188,977	38.55
愛知県	男	3,013,208	1,099,190	1,914,018	36.48
	女	3,043,583	1,107,276	1,936,307	36.38
	計	6,056,791	2,206,466	3,850,325	36.43

4 開票結果

区 分	投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
岡崎市	118,566	115,532	3,034	1	2.56
愛知県	2,206,439	2,151,090	55,349	27	2.51

5 候補者得票数及び当落

当落	候補者氏名	所属党派	得 票 数	
			岡崎市	愛知県
当	大村ひであき	無所属	79,693	1,452,648
落	尾形けいこ	無所属	12,968	251,263
落	末永けい	無所属	6,362	130,374
落	山下しゅんすけ	起きる会。	6,556 ³⁸⁹	123,940 ⁰⁹⁸
落	上原しゅんすけ	無所属	5,607 ⁶¹⁰	103,883 ⁸⁴³
落	安江あきら	無所属	4,345	88,981

愛知県議会議員一般選挙（岡崎市及び額田郡選挙区）（第20回）

1 告 示 令和5年3月31日

2 執 行 令和5年4月 9日

3 投票結果

区 分		当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
岡崎市	男	154,567	59,853	94,714	38.72
	女	151,390	53,582	97,808	35.39
	計	305,957	113,435	192,522	37.08
額田郡選挙区 岡崎市及び	男	171,041	67,629	103,412	39.54
	女	167,610	60,396	107,214	36.03
	計	338,651	128,025	210,626	37.80

4 開票結果

区 分	投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
岡崎市	113,433	110,748	2,685	2	2.37
岡崎市及び額田郡選挙区	128,023	124,944	3,079	2	2.41

5 候補者得票数及び当落

当 落	候補者氏名	所属党派	得 票 数	
			岡 崎 市	岡崎市及び額田郡選挙区
当	中根よしたか	自由民主党	27,350	31,512
〃	鈴木まさと	立憲民主党	21,924	23,844
〃	山口たけし	無 所 属	20,282	22,834
〃	そのやま康男	無 所 属	18,133	20,009
〃	しんかい正春	自由民主党	16,896	19,659
落	近藤きよし	参 政 党	6,163	7,086

岡 崎 市 長 選 挙 （ 第 2 1 回 ）

1 告 示 令和6年9月29日

2 執 行 令和6年10月6日

3 投 票 結 果

区 分	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	154,937	82,697	72,240	53.37
女	151,812	81,332	70,480	53.57
計	306,749	164,029	142,720	53.47

4 開 票 結 果

投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
164,027	161,114	2,913	2	1.78

5 候 補 者 得 票 数 及 び 当 落

当 落	候補者氏名	所属党派	得 票 数
当	内田 やすひろ	無 所 属	68,488 ¹⁷¹
落	中根 やすひろ	無 所 属	60,263 ⁸²⁸
落	ひるた 浩一郎	無 所 属	26,191
落	ア ニ ー	無 所 属	6,171

岡崎市議会議員一般選挙（第21回）

1 告 示 令和6年9月29日

2 執 行 令和6年10月6日

3 投票結果

性別	当日有権者数	投票者数	棄権者数	投票率
男	154,937	82,683	72,254	53.37
女	151,812	81,318	70,494	53.56
計	306,749	164,001	142,748	53.46

4 開票結果

投票総数	有効投票	無効投票	その他	無効投票率
163,980	159,769	4,211	21	2.57

5 候補者得票数及び当落（定数37名 立候補54名）

当落	候補者氏名	所属党派	得票数	当落	候補者氏名	所属党派	得票数
当	加藤 ふみあき	無所属	6,125 ⁶⁶⁰	当	山村 さかえ	公明党	3,137
〃	柴田 としみつ	立憲民主党	5,542	〃	鈴木 しずお	無所属	3,094 ³³⁸
〃	はちすか 一郎	無所属	4,980	〃	杉山 とものり	無所属	3,040
〃	原 のりひこ	無所属	4,940	〃	加藤 よしや	無所属	2,991 ¹⁹⁹
〃	井町 よしたか	無所属	4,167	〃	白井 まさき	無所属	2,825
〃	佐藤 てつろう	無所属	4,031	〃	野島 さつき	公明党	2,820
〃	加藤 よしゆき	無所属	3,869 ¹³⁸	〃	三浦 やすひろ	無所属	2,695
〃	いそべ 亮次	無所属	3,807	〃	荻野 ひでのり	無所属	2,643
〃	金山 なおき	無所属	3,791 ⁵⁴⁶	〃	小田 たかゆき	無所属	2,598
〃	神谷 シゲキ	無所属	3,789	〃	中根 たけひこ	無所属	2,562 ¹³¹
〃	杉浦 ひさなお	無所属	3,773	落	青山 あきこ	無所属	2,461
〃	瀬戸 せいたろう	無所属	3,756	〃	近藤 としひろ	無所属	2,292
〃	中根 よしあき	日本共産党	3,610 ⁸⁶⁸	〃	広重 あつし	無所属	2,281 ⁸¹⁴
〃	いとう 正義	参政党	3,550	〃	春日 ますみ	無所属	2,233
〃	ののやま 雄一郎	無所属	3,549	〃	原田 恵太	無所属	2,160
〃	大原 まさゆき	無所属	3,520	〃	杉本 けんじ	日本維新の会	2,089
〃	福田 すみよ	無所属	3,515	〃	三塩 なつみ	無所属	1,947
〃	鈴木 ひでき	無所属	3,453 ⁸⁴²	〃	柳 けんいち	無所属	1,935
〃	本 多 勝	無所属	3,444 ³⁷⁴	〃	都築 のりひろ	無所属	1,779
〃	鈴木 まさ子	日本共産党	3,436 ⁸¹⁸	〃	浜谷 あやこ	無所属	1,694
〃	やなせ 太	無所属	3,340	〃	尾関 あゆみ	岡崎新党	1,356
〃	野本 あつし	無所属	3,324 ¹⁸⁵	〃	本多 秀行	日本維新の会	1,203 ⁶²⁵
〃	さかい 正一	無所属	3,323	〃	つるもり 真正	日本維新の会	1,172
〃	田口 正夫	無所属	3,235	〃	にやま まこと	無所属	1,068
〃	前田 れいこ	無所属	3,210	〃	すがわら かなこ	無所属	1,037
〃	はたじり 宣長	公明党	3,150	〃	木村 やすゆき	無所属	924
〃	つちや 直樹	公明党	3,140 ⁴⁵³	〃	よこた 大輔	無所属	357

4 投票区における選挙人名簿登録者数（令和8年9月1日現在）

区	投 票 所	投 票 区 の 区 域	男	女	計
1	岡崎市役所西庁舎ロビー	伝馬通1丁目～伝馬通5丁目、十王、祐金、六地藏、西中、東曙、曙1丁目、門前、久右エ門、花崗、菅生、唐沢	937	987	1,924
2	岡崎げんき館1階多目的室	西欠、栄町、根石中欠、朝日、若宮、両町、中4丁目、中5丁目、中7丁目	1,969	1,956	3,925
3	根石小学校屋内運動場	東欠、元欠、東中、小呂、南小呂	3,045	2,925	5,970
4	地藏寺	上中、中天神、中大門、中本町	754	770	1,524
5	梅園小学校屋内運動場	梅園1丁目～梅園3丁目、六供新、稲熊2区、稲熊3区、稲熊5区、三葉台	2,141	2,180	4,321
6	稲熊保育園	稲熊1区、稲熊6区、稲熊7区、箱柳	1,775	1,788	3,563
7	中央地域福祉センター	西梅園、亀井1・2丁目、籠田、東六供北、東六供、六供本	460	516	976
8	図書館交流プラザりぷら2階ギャラリー	八幡、連尺通、本町通1丁目～本町通3丁目、材木1丁目～材木3丁目、魚町、西魚、田町、東康生、康生通西、康生、南康生	1,840	1,943	3,783
9	八帖保育園	板屋、中岡崎、八帖町、八帖南町、八帖北町	1,779	1,641	3,420
10	連尺学区市民ホーム	能見通1丁目、能見北、能見中、東能見、松本、福寿、元能見南	698	752	1,450
11	愛宕小学校屋内運動場	伊賀南1区～伊賀南9区、西六供西、西六供北、西六供南、西六供東	1,272	1,277	2,549
12	広幡小学校屋内運動場	伊賀北3区～伊賀北6区、伊賀北8区、錦町、広幡、元能見北、元能見中、城北、柿田	1,378	1,343	2,721
13	城北中学校屋内運動場	葵町、末広、日名西北町1区、日名西北町2区、日名本町、日名中町、日名南町	2,571	2,375	4,946
14	井田西集会所（八幡宮境内）	井田1区、井田2区、井田6区～井田9区、井田新、井田南、井田西	1,458	1,353	2,811
15	井田保育園	伊賀北1区、石神、伊賀新町、伊賀北2区、井田3区、井田4区、井田10区	1,556	1,553	3,109
16	井田小学校屋内運動場	稲熊4区、井田5区、井田11区、井田12区、真伝1区～真伝5区	4,451	4,453	8,904
17	三島小学校屋内運動場	東明大寺北、東明大寺東、東明大寺南、竜美旭町、宮東、吹矢、学校東	1,963	1,935	3,898
18	明德保育園	上明大寺、宮前、明大寺本、西明大寺2区、西明大寺3区、明大寺本町第1町内会、久後崎2区	780	681	1,461
19	六名小学校屋内運動場	南明大寺町、明大寺葵、久後崎1区、上六名町、上六名1丁目～上六名3丁目、六名1丁目～六名3丁目、グリーンゲートレジデンス	3,000	3,048	6,048
20	六名学区市民ホーム	上六名4丁目、六名新町、六名東町、六名本町1区、六名本町2区、真宮町、尚山町、三崎町、六名南1丁目、六名南2丁目	2,049	2,057	4,106
21	竜海中学校屋内運動場	山手1区～山手3区、西明大寺1区、南明大寺2区、南明大寺3区、竜美西1区、竜美西2区	1,470	1,538	3,008
22	竜美丘学区市民ホーム	竜美丘1区、竜美丘2区、竜美南	1,985	2,070	4,055
23	南中学校武道場	戸崎1区～戸崎5区	1,175	1,189	2,364
24	羽根小学校屋内運動場	羽根東山2区、羽根東山3区、北羽根陣場、羽根北1区～羽根北3区、羽根東1区～羽根東3区、柱東本1区～柱東本4区、柱曙2区	2,648	2,764	5,412
25	小豆坂小学校屋内運動場	戸崎6区、戸崎町7区、不吹、美合大通、五本松	2,503	2,583	5,086
26	中小企業・勤労者支援センター	小豆坂1区、東山	1,436	1,389	2,825
27	翔南中学校武道場	柱東町、柱曙1区、柱曙3区、柱曙4区、針崎東、若松栄1丁目～若松栄4丁目	2,312	2,252	4,564
28	岡崎学区こどもの家	羽根西新町、柱郷南、柱川田、柱1丁目～柱6丁目、針崎郷、針崎郷西、若松郷北、若松郷南、若松郷東	3,189	3,064	6,253
29	城南学区こどもの家	羽根北新町1区、羽根北新町2区、羽根西1丁目～羽根西3丁目、城南町1丁目、上和田1区～上和田3区	1,646	1,588	3,234
30	県営上和田住宅集会所	江口1丁目～江口3丁目、天白町1区～天白町3区、城南町2丁目、城南町3丁目、上和田団地	1,735	1,800	3,535
31	福岡小学校屋内運動場	清水、福岡市場、仲町、西八、対屋、玉川	2,119	2,082	4,201
32	福岡南保育園	高田、高須、永井、萱園	1,417	1,441	2,858
33	上地町第1公民館	上地1区～上地4区、上地6区、上地7区	2,332	2,333	4,665

区	投 票 所	投 票 区 の 区 域	男	女	計
34	若松東公民館	若松東、若松新町、庄司田１区～庄司田４区	1,473	1,505	2,978
35	上地小学校屋内運動場	上地５区、上地８区～上地１０区	2,340	2,275	4,615
36	男川学区こどもの家	大平東、大平上、大平下、大平西、大平辻中、丸山、小美	3,082	3,018	6,100
37	洞町公民館	高隆寺、洞町	1,194	1,187	2,381
38	竜美ヶ丘高根山公民館	南ヶ丘町、南ヶ丘東、大西２区、竜美新町	2,231	2,313	4,544
39	大西公民館	大西１区	992	1,014	2,006
40	美合小学校屋内運動場	岡町、岡２区、保母	1,297	1,252	2,549
41	美合公民館	美合東本、美合西本、美合生田東、美合生田西	1,332	1,358	2,690
42	県立岡崎特別支援学校	平地西１区、平地西２区、平地西４区、平地西５区、平地中、平地東、みはらし台、つむぎテラシア	1,793	1,849	3,642
43	高齢者センター岡崎	平地西３区、馬頭、緑丘１区～緑丘３区	2,761	2,702	5,463
44	秦梨学区市民ホーム	須淵、岩戸、才栗、秦梨	363	370	733
45	生平小学校屋内運動場	梁野、茅原沢、ちせいの里、生平、蓬生、古部、切越	507	485	992
46	竜谷学区市民ホーム	竜泉寺、桑谷、宮ノ入	1,066	1,120	2,186
47	藤川小学校屋内運動場	藤川西部、藤川東部、市場、藤川台、蓑川１区、蓑川新町、蓑川２区	3,054	2,837	5,891
48	山中小学校屋内運動場	舞木１区、舞木２区、羽栗、山綱１区、山綱２区、池金	1,693	1,689	3,382
49	本宿学区市民ホーム	本宿町東、本宿町中町、本宿町西、本宿町栄、鉢地、上衣文、大幡、鶴巣	1,754	1,779	3,533
50	岡崎グリーンランド集会所	本宿町緑、本宿棚田	673	741	1,414
51	常磐小学校屋内運動場	滝町、滝新町	1,693	1,749	3,442
52	常磐東学区市民ホーム	米河内、安戸、大柳、新居、小丸、蔵次	432	446	878
53	常磐南小学校屋内運動場	岩中、大井野、板田、田口、若草自治会	474	503	977
54	大樹寺学区市民ホーム	鴨田１区、鴨田３区～鴨田６区	1,154	1,200	2,354
55	春日公民館	堂前、松橋、百々２区	1,152	1,191	2,343
56	大樹寺小学校屋内運動場	鴨田２区、鴨田７区～鴨田９区、鴨田南町、井ノロ	1,503	1,481	2,984
57	大門小学校屋内運動場	藪田２丁目、大樹寺１区～大樹寺３区、上大門、大門新田、中大門、下大門	3,012	2,841	5,853
58	北中学校屋内運動場	藪田１丁目、上里１丁目～上里３丁目	2,118	1,889	4,007
59	百々保育園	寿町、百々西町、河原町、青木、百々１区、百々３区、井ノ口新町	2,185	2,099	4,284
60	岩津学区市民ホーム	東阿知和、西阿知和、西藏前、東蔵前南、東蔵前北、岩津、岩津天神、真福寺、ハッ木	3,126	3,150	6,276
61	恵田学区市民ホーム	恵田、花園、丹坂、駒立	402	393	795
62	細川学区市民ホーム	細川、さくら台	1,749	1,736	3,485
63	北斗台会館	奥山田、北斗台、緑陽台	1,651	1,719	3,370
64	市営住宅仁木荘集会所	仁木、仁木川越、仁木団地	598	534	1,132
65	奥殿学区市民ホーム	桑原、香山の里、下奥殿、中奥殿、上奥殿、渡通津、日影、川向、宮石	752	734	1,486
66	北野町公民館	北野	2,540	2,058	4,598
67	北野学区こどもの家	橋目中、小針	2,377	1,642	4,019

区	投 票 所	投 票 区 の 区 域	男	女	計
68	矢作北中学校屋内運動場	中園、東大友、西大友	3,167	2,964	6,131
69	矢作北小学校屋内運動場	舳越、森越、橋日本	3,010	2,668	5,678
70	矢作東学区こどもの家	矢作町1区～矢作町3区	1,929	1,868	3,797
71	矢作こども園	矢作町4区、暮戸	1,452	1,348	2,800
72	矢作五区公民館	矢作町5区、北本郷	1,564	1,532	3,096
73	矢作南小学校屋内運動場	東本郷、大和東、大和南、大和北、大和西、新堀、富永	3,432	3,322	6,754
74	渡上町公民館	筒針、渡上、渡下	1,383	1,245	2,628
75	島坂保育園	東牧内、肥後原団地、上佐々木、下佐々木、島坂、石工団地、昭和、昭和新町	1,533	1,499	3,032
76	矢作西小学校屋内運動場	宇頭、西本郷	2,640	2,458	5,098
77	六ツ美西部学区市民ホーム	赤渋1区～赤渋5区、中之郷、中之郷団地	2,554	2,436	4,990
78	六ツ美北部小学校屋内運動場	牧御堂、土井、土井住宅	2,265	2,239	4,504
79	宮地町公民館	宮地町東、宮地町西、宮地町中、法性寺1区、法性寺2区	2,200	2,097	4,297
80	六ツ美北部学区こどもの家	井内町1区、井内町2区、下和田、野畑	2,748	2,564	5,312
81	六ツ美中部小学校屋内運動場	上青野、在家、本郷、下青野、高橋、上合欽木、下合欽木、福桶、坂左右、上三ッ木、下三ッ木	2,229	2,217	4,446
82	六ツ美南部小学校屋内運動場	安藤、上側、中島八幡、中島新町、上側新町、定国、中村、国正、正名二軒屋、正名新町	2,827	2,704	5,531
83	境町公民館	中島本町、中島境町、後屋敷、小園、高畑	1,908	1,730	3,638
84	岡崎市役所額田支所	原、宮北市、河瀬、仲組、新居野、庄野、桜井寺、下衣文、牧平、鹿勝川、鳥川、細光、滝尻、淡瀬、片寄	1,604	1,642	3,246
85	夏山小学校屋内運動場	鬼沢、柿平、寺平、平針、寺野	243	282	525
86	宮崎学区市民ホーム	木下、千万町、石原、宮崎、明見、中金、東河原、雨山、大代	460	437	897
87	形埜学区市民ホーム	木別、切山、赤田和、小楠、毛呂、竹沢運、笠井、名之内、柳田、麻生、鍛埜東部、鍛埜中部、鍛埜西部、南大須、大川、法味、高薄	456	485	941
88	下山小学校屋内運動場	桃ヶ久保、保久、富尾、外山、一色、中伊、中伊西	245	211	456
選挙人名簿登録者総数			156,215	152,433	308,648

5 選挙別主要事項一覧

	衆議院議員	参議院議員	愛知県知事	愛知県議会議員	岡崎市長	岡崎市議会議員
定 数	小選挙区 289人 (愛知県第12区 1人) 比例代表 176人 (東海 21人)	選挙区 148人 (愛知県選挙区 8人) 比例代表 100人	1人	102人 (岡崎市及び額田郡 選挙区 5人)	1人	37人
任 期	4年	6年	4年	4年	4年	4年
公示日(告示日) 選挙期日前 (投票日を日曜日とした場合の曜日)	12日前 (火曜日)	17日前 (木曜日)	17日前 (木曜日)	9日前 (金曜日)	7日前 (日曜日)	7日前 (日曜日)
選 挙 権 ※1	日本国民で年齢満18年以上		日本国民で年齢満18年以上 3カ月以上引き続き愛知県内の一の 市町村に住所を有する者、又はその 市町村から愛知県内の市町村に住所 を移した者		日本国民で年齢満18年以上 3カ月以上引き続き岡崎市の区域内 に住所を有する者	
被選挙権 ※1	日本国民で 年齢満25年以上	日本国民で 年齢満30年以上	日本国民で 年齢満30年以上	日本国民で 年齢満25年以上 愛知県議会議員の 選挙権を有する者	日本国民で 年齢満25年以上	日本国民で 年齢満25年以上 岡崎市議会議員の 選挙権を有する者
法定得票数	小選挙区 有効投票総数の 1/6以上	愛知県選挙区 有効投票総数 4 の1/6以上	有効投票総数の 1/4以上	有効投票総数 5 の1/4以上	有効投票総数の 1/4以上	有効投票総数 37 の1/4以上
供託金額	小選挙区300万円 比例代表 →名簿登載者1人につき 600万円 (重複立候補者:300万円)	選挙区300万円 比例代表 →名簿登載者1人につき 600万円	300万円	60万円	100万円	30万円
供託物没収点等	小選挙区 有効投票総数 ×1/10 比例代表 ※2	愛知県選挙区 有効投票総数 4 ×1/8 比例代表 ※3	有効投票総数 ×1/10	有効投票総数 5 ×1/10	有効投票総数 ×1/10	有効投票総数 37 ×1/10
任期満了日	令和12年2月7日	①令和10年7月25日 ②令和13年7月28日	令和9年2月14日	令和9年4月29日	令和10年10月20日	令和10年10月25日
前 回 選 挙	選挙期日	令和8年2月8日	①令和4年7月10日 ②令和7年7月20日	令和5年2月5日	令和5年4月9日	令和6年10月6日
	投票率 (岡崎市)	小選挙区 62.19% 比例代表 62.18%	①令和4年 選挙区 56.29% 比例代表 56.28% ②令和7年 選挙区 62.11% 比例代表 62.10%	38.55%	37.08%	53.47%
	立候補者数 (名簿届出政党等数)	小選挙区 (愛知県第12区)3人 比例代表 (東海) 11党派	①令和4年 選挙区(愛知県) 17人 比例代表 15党派 ②令和7年 選挙区(愛知県) 14人 比例代表 16党派	6人	6人	4人
	開票結了時刻 (岡崎市)	小選挙区 午前0時20分 比例代表 午前1時35分	①令和4年 選挙区(愛知県) 午前1時12分 比例代表 午前4時05分 ②令和7年 選挙区(愛知県) 午前1時12分 比例代表 午前4時25分	午後11時22分	午後10時45分	午前1時20分
	法定得票数	愛知県第12区 45,544.500	①令和4年 愛知県選挙区 129,008.916 ②令和7年 愛知県選挙区 148,901.208	537,772.500	6,247.200	40,278.500
	供託物没収点	愛知県第12区 27,326.700	①令和4年 愛知県選挙区 96,756.687 ②令和7年 愛知県選挙区 111,675.906	215,109.000	2,498.880	16,111.400

※1 表の要件を満たしても、7ページの「選挙権・被選挙権のない人」の要件に該当する人は、選挙権・被選挙権はありません。

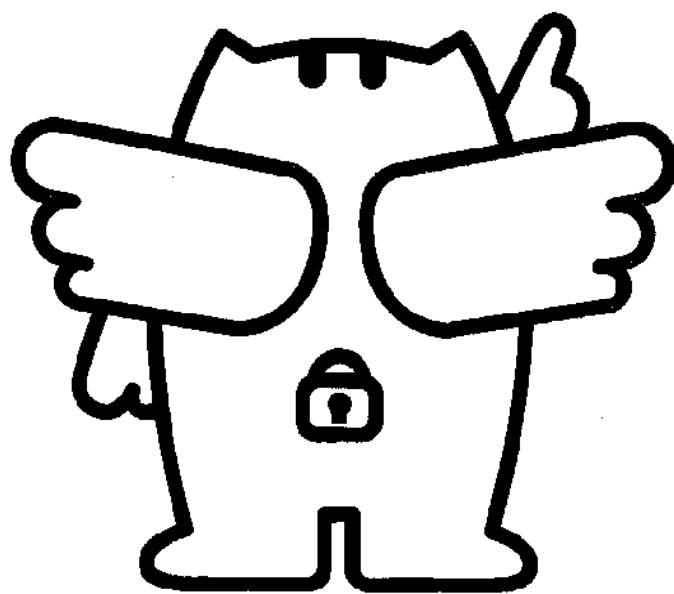
※2 衆議院比例代表選挙の供託物没収額
没収額＝供託額－ $\left(300\text{万円} \times \frac{\text{重複立候補のうち 小選挙区選挙の当選者数}}{\text{小選挙区選挙の当選者数}} + 600\text{万円} \times \frac{\text{比例代表選挙の当選者数}}{\text{比例代表選挙の当選者数}} \times 2 \right)$

※3 参議院比例代表選挙の供託物没収額
没収額＝ $\{ \text{名簿登載者数} - (\text{当選人} \times 2) \} \times 600\text{万円}$



<令和8年版>

令和8年9月 発行



岡 崎 市 選 挙 管 理 委 員 会

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目 9 番地

電話 0564-23-6039

ファクス 0564-23-6013

<http://www.city.okazaki.lg.jp>